

# 北谷町町民農園募集要項

北 谷 町

# 目 次

1. 農園の趣旨	P 3
2. 名称・場所	P 3
3. 区画	P 3
4. 貸付期間	P 3
5. 貸付賃料	P 4
6. 申込みの資格	P 4
7. 申込方法	P 4
8. 貸付け決定までの流れ	P 5
9. 損失補償	P 5
10. 損害補償	P 5
11. 貸付けの解約	P 6
12. その他	P 6
北谷町町民農園利用規則	P 7

## 1. 農園の趣旨

北谷町では、町民が野菜や花等を栽培して、自然と触れ合うとともに、農業に対する理解を深め、町民の交流・レクリエーションの場を創出すること等を目的として、町民農園を開設いたしました。

このように、町民農園の趣旨を理解いただける方を対象として、町民農園の借受け希望者の募集を行います。

## 2. 名称・場所

名称	場所
北谷町町民農園	北谷町字砂辺 251 番地 4 北谷町字砂辺 252 番地 1 北谷町字砂辺 253 番地

## 3. 区画

- (1) 区画の大きさ：15㎡（3m×5m）
- (2) 区画数：155区画
- (3) 貸付区画数：1世帯につき1区画

## 4. 貸付期間

貸付決定日から年度末日（3月31日）まで  
※ただし、2回に限り更新可能

## 5. 貸付賃料

- (1) 1区画あたり年間3,000円（1㎡あたり年間200円）
- (2) 借受者は、借付決定後30日以内に支払うものとする。
- (3) 年度途中からの借受けは、月割計算となります。
- (4) 納付書を送付しますので、納付期限内に最寄りの金融機関でお支払いください。
- (5) 貸付賃料は、原則として還付いたしませんので予めご了承ください。

## 6. 申込みの資格

- (1) 北谷町内に住所を有する者
- (2) 町内に社会福祉事業所を有する社会福祉法人・学校法人・医療法人・NPO法人及び更生保護法人

## 7. 申込方法

- (1) 随時募集
- (2) 受付日時  
平日：午前9時から午後4時（土日・祝日を除く）
- (3) 受付場所  
北谷町役場2階 建設経済部 経済振興課 農林水産係へ持参
- (4) 提出書類
  - ①特定農地借受申込書
  - ②住民票謄本（発行後3ヶ月以内）

## 8. 貸付け決定までの流れ

- (1) 窓口で申込を行う。  
※貸付区画については、申込時に申込者本人の抽選により決定。
- (2) 提出書類の審査。
- (3) 借受者へ貸付決定通知書の交付。  
※貸付決定通知に記載のある日から貸付開始となります。

次のいずれかに該当する方については、貸付をいたしませんので予めご了承ください。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ②町民農園の施設又は整備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④過去に町民農園を借受していた者で、長期間耕作を放棄していた者。
- ⑤その他町民農園の管理運営に著しく支障があると認められたとき。

## 9. 損失補償

町民農園における借受者の作業事故又は農園の出入りにおいて発生した交通事故等による負傷、農機具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損失については、北谷町は一切補償しませんので予めご了承ください。

また、貸付の解約（貸付期間満了含む）により、借受者に損害が生じることがあっても、北谷町は損害賠償の責めを負わず、農園に残存された農作物や肥料等の補償も行いませんので予めご了承ください。

## 10. 損害賠償

町民農園の利用に際し、故意又は過失により町民農園の施設又は設備を破損又は滅失したときは、借受者がその損害を賠償しなければならないこととしますので予めご了承ください。

## 1 1. 貸付けの解約

借受者が次のいずれかに該当したときは、貸付期間中であっても貸付けを解約することがあります。また、この場合において、借受者に損害が生じることがあっても、北谷町は損害賠償の責めを負わず、農園に残存された農作物等の補償も行いませんので予めご了承ください。

- (1) 申込みの資格を欠くこととなったとき。
- (2) 貸付賃料を支払わないとき。
- (3) 申込書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって貸付けを受けたとき。
- (4) 正当な理由なく2か月間耕作を放棄したとき。
- (5) 町民農園の利用規則を遵守しないとき。
- (6) 町民農園の利用に際し、管理人または町長の指示に従わないとき。
- (7) 町民農園用地を土地所有者に返還するとき。
- (8) その他特に解約の必要があると認めたとき。

## 1 2. その他

- 北谷町町民農園募集要項及び申込書については、北谷町役場経済振興課の窓口で配布しています。
- 募集要項の中に町民農園のルールをまとめた「北谷町町民農園利用規則」がありますので、申込みの際はよくお読みください。

# 北谷町町民農園利用規則

## ①町民農園の施設及び管理について

- 町民農園には、常駐する管理人がいません。農園を利用するみなさんで協力して自己管理に努め、自分が借りている区画内及び周辺あぜ道等は常に清潔に保つよう心掛けてください。
- 町民農園の利用時間は、日の出から日没までです。各自で適切な農作業の時間を設定してください。なお、農園内には夜間でも農作業できるような照明設備はありません。極端な早朝・夜間の農作業は控え、事故のないように注意してください。
- 借受している農地から出たごみ（草、果実、花等を含む）については、排出者が責任を持って自宅へ持ち帰って下さい。周囲に不法に投棄された利用者につきましても、農地を返還していただくこともございます。
- 駐車場の開放時間は次のとおりです。

夏場（4月から9月まで）：午前7時～午後7時

冬場（10月から3月まで）：午前7時～午後6時

※季節の状況により変動する場合があります。

- タンクに貯水してある水は、畑散水用です。飲み水ではありませんので、飲まないでください。また、タンクの水が無くなった場合は、利用者各自でタンクに水を補給してください。タンクへ補給後は、必ずタンクの蓋を締めるようにし、水の出しっぱなしを防止するよう注意してください。
- トイレは男女共用、どなたでもご利用になれます。なお、トイレ隣の倉庫は管理用倉庫となっており、個人の農機具保管庫ではありませんので、個人で使う農機具等は各自で持ち帰るか、借りている区画内で管理するようにしてください。

- 町民農園周辺の土地は国有地となっています。現在土地の境界が分かりにくいものとなっておりますので、みだりに周辺の緑地帯等へ立ち入らないように注意してください。
- 台風接近前には、必ず自分が借り受けている畑を確認し、強風により物が飛ばないように対策を講じて下さい。

## ②禁止行為について

次に掲げる行為は、禁止行為となっております。違反した場合、貸付を解約する場合がありますのでご注意ください。

- 建物及び工作物を設置すること。※（簡易的な防虫・防鳥ネット等は可）
- 町民農園を営利の目的として使用すること。
- 町民農園を転貸すること。
- 町民農園の施設又は設備を損壊すること。
- 農薬を使用すること。
- 悪臭の強い肥料等を使用すること。
- 火気を使用すること。
- 飲酒、喫煙をすること。
- 自分が借りている区画以外の区画に立ち入り、又は無断で使用するすること。
- 区画の形状を変えること。
- 町民農園内並びに町民農園周辺のごみ集積場等にごみ、汚物、危険物等を捨てる若しくは放置すること。
- 農作業に必要なのない物の搬入又は耕土の搬出をすること。
- その他町民農園の設置目的に反すること。

### ③遵守事項について

楽しく快適に農作業を行い、農園利用者同士が良好な関係を保つためには、農園を利用するみなさんに、次に掲げる事項を遵守していただく必要があります。町民農園が活発で利用しやすい市民農園となるよう、みなさんのご協力をお願いします。なお、迷惑行為等を繰り返し行い、指導しても改善が見られない場合は、貸付を解約する場合がありますのでご注意ください。

- 区画、あぜ道等の除草作業を積極的に行い、農園内を常に清潔に保つよう努めること。
- 区画を適切に管理し、長期間放置しないこと。(1月以上放置すると雑草が生い茂ります。)
- 農作物残渣等は区画内で処理し、ごみは持ち帰ること。
- 悪臭、騒音の発生等、他の利用者並びに近隣住民に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 他の利用者とは常に良好な関係を保つよう努め、他の利用者との間で生じたトラブルについては、当事者間で処理すること。
- 町民農園の利用に際し、町長又は管理人から指示あるときは、これに従うこと。

### ④その他

- ・農業には事故があることをよく理解し、安全で快適な利用ができるよう日頃から注意して町民農園を利用しましょう。特に農機具等を使用した農作業には注意してください。  
※ご家族で農園を借りる場合は、お子さんの行動にも注意しましょう。
- ・農業は自然との付き合いです。豪雨や台風といった自然災害が予想される時は、事前に十分対策を行うようにしましょう。また、熱中症にも気を付けるようにしましょう。
- ・農園内での行為は原則として自己責任です。農作物の損失補償や、農作業事故等による損害補償については対応できません。よく理解した上で、町民農園を利用しましょう。



第1号様式（第6条関係）

年 月 日

## 特定農地借受申込書

北谷町長 様

北谷町特定農地貸付要綱第6条の規定により、特定農地の貸付けを受けたいので申し込みます。

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	(携帯) 電話番号	
備 考		